

秋田市告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和8年5月8日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種類
株式会社 東北ショ ウエイ	ショウエイ 訪問看護ス テーション 秋田	秋田市東通七丁 目1番1号 RKビル2階2 号室	令和8年5月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護